

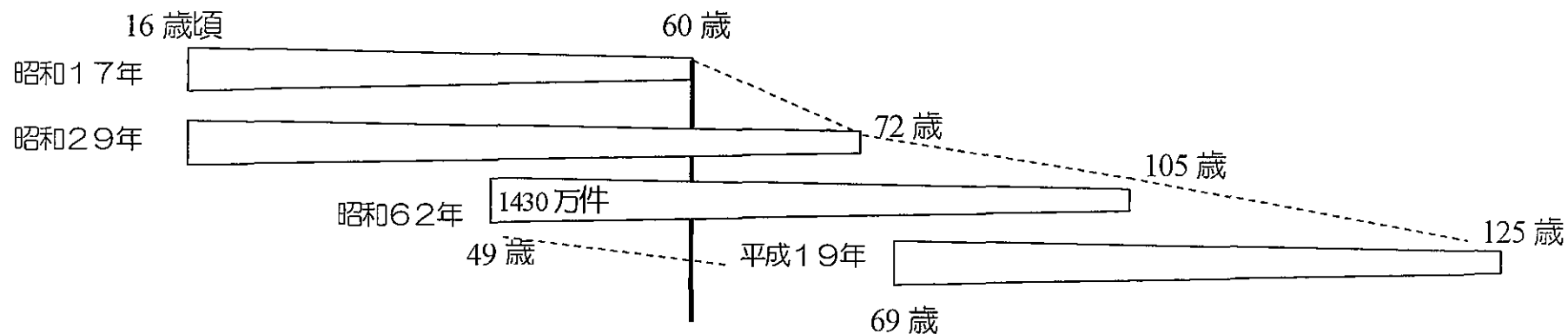
Ⅲ 厚生年金の旧台帳1430万件等の記録について

1 厚生年金の歴史の概要（1430万件に係る加入者の職業と年齢）

◎ 被保険者の対象拡大

昭和17年～	350万人	工業、鉱業、運輸、電力等の男子「筋肉労働者」（10人以上の事業所に限る）	} → 1430万件はこの時代のもの
昭和18年～	430万人	+10人以上の法人	
昭和19年～	830万人	+5人以上の法人、女子、従業員（ホワイトカラー）	
昭和28年～	780万人	+教育、医療、福祉、通信、土木、建築等	
昭和61年～	2700万人	+サービス業、農林水産業	
昭和63年～	2900万人	+1人以上の法人	

◎ 旧台帳対象者の年齢推移（当時働いていた方を仮に16歳頃から60歳頃までとした場合のイメージ）



○ 1430万件は、昭和29年4月1日以前に被保険者資格を失った方（退職や転職するなどした方）で、昭和34年3月31日までに厚生年金保険に再加入しなかった方の記録である。

○ 1430万件は昭和62年当時の数値であり、現在では年金を受給し、若しくは脱退一時金を得た方が、亡くなられている世代の方々。

◎ 厚生年金の加入資格の参照条文

(昭和17年6月1日～)

◎ 労働者年金保険法(昭和十六年法律第六十号)

第十六条 健康保険法第十三条ノ工場、事業場又ハ事業(※1、2)ニ使用セラルル労働者ハ労働者年金保険ノ被保険者トス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 常時十人未滿ノ労働者ヲ使用スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者
- 二 勅命ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者
- 三 女子
- 四 船員保険ノ被保険者
- 五 帝国臣民ニ非ザル者
- 六 前各号ニ掲グル者ノ外勅命ヲ以テ指定スル者

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル労働者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ認可ヲ受ケ労働者年金保険ノ被保険者ト為ルコトヲ得

- 一 前条第一号、第二号又ハ第三号ノ規定ニ該当スル者
- 二 健康保険法第十四条第一項第二号ノ事業ニ使用セラルル者
- 三 前二号ニ掲グルモノノ外勅命ヲ以テ指定スル事業ニ使用セラルル者
- 四 前条ノ工場、事業場又ハ事業ニ附属スル事業及前二号ノ事業ニ附属スル事業ニ使用セラルル者

(※1) 健康保険法(昭和十六年法律第五十九号による改正後)

第十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅命を以テ指定スルモノ、一年ノ報酬千二百円ヲ超ユル職員及職員健康保険法第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 工場法第一条(※3)ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場 ←工業
- 二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業場又は工場 ←鉱業
- 三 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ
 - (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業 ←工業
 - (ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業 ←鉱業
 - (ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業 ←電力
 - (ニ) 地方鉄道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業 ←運輸業
 - (ホ) (二)ニ掲グルモノヲ除クノ外貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅命ヲ以テ指定スルモノ ←運輸業
 - (ヘ) 貨物積卸ノ事業 ←運輸業
 - (ト) 前各号ニ掲グルモノノ外勅命ヲ以テ指定スル事業

(※2) 健康保険法(昭和十七年法律第三十八号による改正後。昭和十八年一月施行)

第十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス

- 一 工場法第一条(※3)ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場 ←工業
- 二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業場又は工場 ←鉱業

三 法人又ハ命令ヲ以テ定ムル団体ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業

←工業

(ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業

←鉱業

(ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業

←電力

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

←運輸業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

←運輸業

(ヘ) 物ノ販売ノ事業

(ト) 金融又ハ保険ノ事業

←金融・保険

(チ) 物ノ保管又ハ貸貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ広告ノ事業

(ル) 基ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

(※3) 工場法 (明治四十四年法律第四十六号)

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

(昭和19年6月1日~昭和28年12月31日まで)

◎ 厚生年金保険法 (昭和十六年法律第六十号) 【昭和19年2月改正。下線部は追加】

第十六条 健康保険法第十三条 (※2) ニ規定スル事業所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 船員保険ノ被保険者

二 帝国臣民ニ非ザル者

三 前各号ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

◎ 厚生年金保険法 (昭和十六年法律第六十号) (昭和23年2月改正後)

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル事業所 (事務所ヲ含ム。) ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス

一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業

(ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

- (ハ) 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業
- (ト) 物ノ販売又ハ配給ノ事業
- (チ) 金融又ハ保険ノ事業
- (リ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
- (ヌ) 媒介周旋ノ事業
- (ル) 集金、案内又ハ広告ノ事業

二 国又ハ法人ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十六条ノ三 第十六条ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ行政庁ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ厚生年金保険ノ被保険者ト為スコトヲ得

(昭和28年9月1日~)

◎ 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号) 【下線部は昭和28年9月より追加】

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス

一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

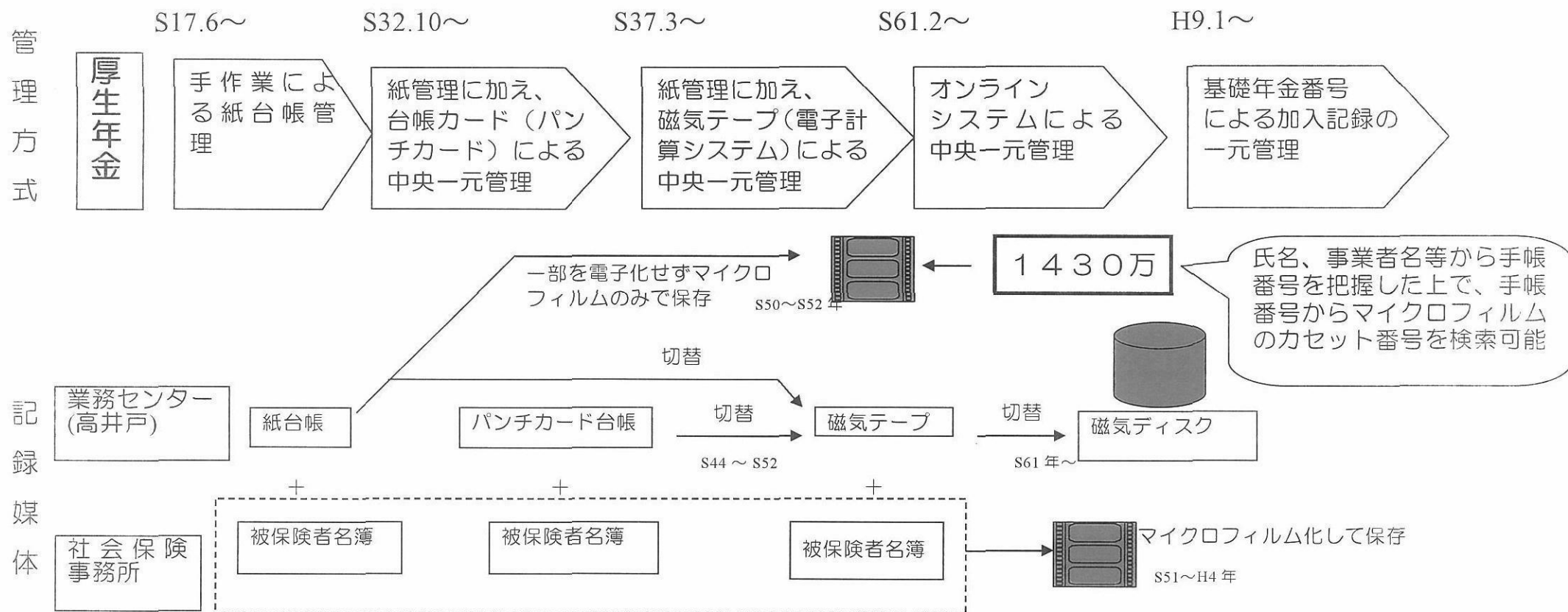
- (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業
- (ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- (ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業
- (ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
- (ホ) 貨物積卸ノ事業
- (ヘ) 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業
- (ト) 物ノ販売又ハ配給ノ事業
- (チ) 金融又ハ保険ノ事業
- (リ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
- (ヌ) 媒介周旋ノ事業
- (ル) 集金、案内又ハ広告ノ事業
- (ヲ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建築、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業
- (ワ) 教育、研究又ハ調査ノ事業
- (カ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業
- (コ) 通信又ハ報道ノ事業
- (ク) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更正緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)ニ定ムル更生保護事業

二 国又ハ法人ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十六条ノ三 第十六条ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ行政庁ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ厚生年金保険ノ被保険者ト為スコトヲ得

※ その後、昭和29年法律第115号をもって全面改正されたが、適用範囲の改正は行われなかった。

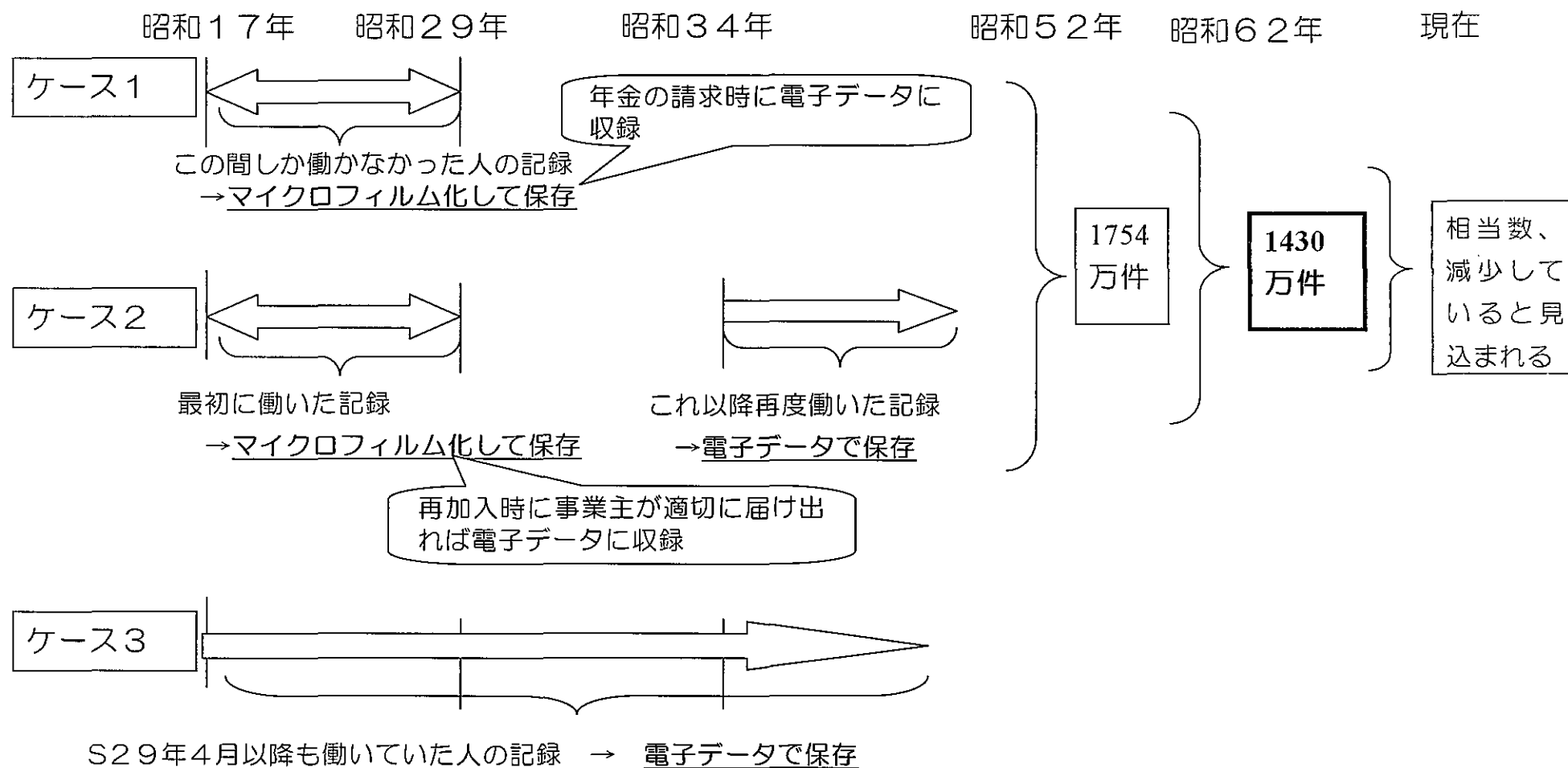
2. 記録管理の仕組みの変遷



○ 厚生年金の記録管理は、①紙台帳 → ②パンチカード台帳 → ③磁気テープ → ④オンライン磁気ディスクと発展し、データは移し替えられてきた。

○ マイクロフィルムで管理されている1430万件の旧台帳は、その流れの中で、昭和29年4月以前に資格喪失（退職して被保険者が加入資格を失なうこと）した方の台帳の一部を、利用頻度が低いと見込んで、昭和50年～52年に電子データ化せず、マイクロフィルムのみで管理することとしたもの。

(参考) 1430万件に係るマイクロフィルム化、電子データ化の詳細



- 1430万件は、昭和29年4月1日以前に退職して被保険者が加入資格を失なった（法令上「資格喪失」という。）厚生年金保険の被保険者の方で、昭和34年3月31日までに再加入しなかった方の昭和62年時点の記録である。
- 昭和62年以降も、相当数は、コンピュータの記録に収録されたと見込まれる。